

東秩父村新庁舎建設設計・監理業務委託に関する 公募型プロポーザル実施要領

1 業務の目的

このプロポーザルは、東秩父村新庁舎建設基本構想（令和5年3月策定）を踏まえて、新庁舎建設基本設計・実施設計及び監理業務を委託するにあたり、本村の地域特性や周辺環境との調和等を十分に理解し、発注者の考え方に柔軟に対応できる高い技術力及び豊富な経験等を有する設計・監理者の選定を行うことを目的として実施するものである。

2 業務の概要

- (1) 業務名称 東秩父村新庁舎建設設計・監理業務委託（以下「本業務」という。）
- (2) 発注者 東秩父村
- (3) 業務内容 東秩父村新庁舎建設に係る基本設計・実施設計及び監理業務
なお、詳細については、東秩父村新庁舎建設設計・監理業務委託特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）による。
- (4) 履行期間 契約締結日から令和10年3月31日まで
(基本設計:令和6年3月29日まで)
(実施設計（積算業務含む）:令和7年3月31日まで)
(建築確認済証の取得:令和7年2月28日まで)
(工事監理:令和10年3月31日まで)
- (5) 委託金額 本業務の委託金額は、94,000,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）以内とする。

3 事業計画の概要

- (1) 建築用途 東秩父村大字御堂 369 番地に設置のコミュニティセンターやまなみ（以下「コミュニティセンター」という）機能を含む村役場庁舎（平成 31 年国土交通省告示第 98 号（以下「告示第 98 号」という。）別添二第四号第 2 類）
- (2) 所在地 秩父郡東秩父村大字御堂 634 番地 他
- (3) 建物規模 2,200 m²程度（計画面積）
- (4) 敷地面積 8,800 m²
- (5) 用途地域 都市計画区域外、用途地域無指定、建ぺい率 70%、容積率 400%、防火地域の指定なし、自然公園普通地域（県立長瀬玉淀自然公園）
- (6) 概算事業費 約 16 億円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
※庁舎本体建設費、附属棟建設費、現庁舎・附属建物・コミュニティセンター解体費、外構整備費、設計工事監理費を含む。

- ※用地取得費、備品購入費、情報通信整備費、移転費等は含まない。
- (7) 計画概要 東秩父村新庁舎建設基本構想のとおり
- (8) 担当部署 東秩父村役場総務課
〒355-0393 埼玉県秩父郡東秩父村大字御堂 634 番地
TEL：0493-82-1221 FAX：0493-82-1562
- (9) 構造形式 耐震構造
- (10) 主要構造 基本構想に基づき、基本設計において協議する。
- (11) 耐震安全性の分類（官庁施設の総合耐震計画基準による）
ア 構造体の耐震安全性 I 類
イ 建築非構造部材の耐震安全性 A 類
ウ 建築設備の耐震安全性 甲類
- (12) 予定する工期
設 計：令和 5 年度～令和 6 年度
付属建物解体工事：令和 7 年度
建設工事：令和 7 年度～令和 8 年度
現庁舎解体・外構工事：令和 9 年度

4 選定方針

- (1) 審査方式
受託候補者の選定は、二段階審査方式で実施する。
- (2) 審査主体
参加表明書等及び技術提案書等の審査は、東秩父村新庁舎建設設計・監理業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において実施する。
- (3) 一次審査
参加表明書等の内容について書類審査、評価を行い、5 者以内を選定します。
- (4) 二次審査
一次審査で選定した者から提出された技術提案書等の内容について、審査委員会によるヒアリングを実施したうえで評価を行い、最優秀提案者及び次点提案者を特定する。なお、一次審査における審査結果（採点）は、二次審査に持ち越さないものとする。

5 実施スケジュール

	実施内容	日程
一 次 審 査	公告、実施要領等の公表・配布	令和5年4月 3日（月）公告
		配布期限：4月14日（金）まで
	参加表明書等に関する質問書の受付期間	実施要領等の配布の日から
		令和5年4月10日（月）まで
	質問書に対する回答	令和5年4月12日（水）まで
	参加表明書等の提出期間	令和5年4月 3日（月）から
		4月19日（水）まで
	一次審査	令和5年4月26日（水）
二 次 審 査	選定・非選定通知書の送付	令和5年4月28日（金）までに発送
	技術提案書等に関する質問書の受付期間	技術提案書等の提出を要請した日から
		令和5年5月10日（水）まで
	質問書に対する回答	令和5年5月19日（金）まで
	技術提案書等の提出期間	技術提案書等の提出を要請した日から
		令和5年6月 2日（金）まで
	二次審査（プレゼンテーション）	令和5年6月16日（金）
	特定・非特定通知書の送付	令和5年6月下旬

6 実施要領等の配布

（1）配布資料

- ア 東秩父村新庁舎建設設計・監理業務委託に関する公募型プロポーザル実施要領
- イ 記入要領・様式集
- ウ 東秩父村新庁舎建設設計・監理業務委託特記仕様書
- エ 東秩父村新庁舎建設基本構想（令和5年3月）

（2）配布方法

東秩父村ホームページからダウンロードしてください。

（3）配布期間

令和5年4月3日（月）から4月14日（金）（参加表明書等提出期限まで）

7 担当課

東秩父村 総務課

〒355-0393 埼玉県秩父郡東秩父村大字御堂 634 番地

TEL : 0493-82-1221 (代表)

FAX : 0493-82-1562

Email : soumu@vill.higashichichibu.saitama.jp

8 参加資格及び条件

(1) 参加資格

本公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げるすべてを満たしている単体企業とする。

ア 法人格を有していること。

イ 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

ウ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条に基づく一級建築士事務所登録簿に登録された者であること。

エ 建築士法第 10 条第 1 項の規定に該当しないものであること。

オ 東秩父村建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱（平成 18 年告示第 74 号）の規定に基づく指名停止措置を受けていないこと。同様に、国、県及び他の地方公共団体の入札指名停止措置を受けていないこと。

カ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てが行われている者等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。（更生計画の認可が決定した場合、又は再生計画の認可決定が確定した場合を除く。）

キ 参加者又は参加者の役員等（役員としては登記又は提出されていないが実質上経営に関与している者を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団若しくは暴力団員又はそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。

ク 市町村民税、都道府県税、法人税、法人事業税並びに消費税及び地方消費税等の納付すべき税金を滞納している者ではないこと。

(2) 参加条件

上記（1）の参加資格を満たしていることのほか、以下の同種の実績又は類似の実績を有するものとする。

【同種の実績】

平成 22 年 4 月 1 日から令和 4 年 9 月 30 日までに、官公庁発注の延床面積 2,000 ㎡以上の庁舎整備に係る設計業務を元請として業務完了した実績

※庁舎とは、平成 21 年国土交通省告示第 15 号別添二第四号第 2 類の庁舎、第十二号第 2 類の警察署又は消防署に分類される建物

【類似の実績】

平成 22 年 4 月 1 日から令和 4 年 9 月 30 日までに、官公庁発注の延床面積 2,000 m² 以上の平成 21 年国土交通省告示第 15 号別添二第四号第 2 類（庁舎を除く。）、第十二号第 1 類に分類される建築物の設計業務を元請として業務完了した実績

※平成 21 年国土交通省告示第 15 号別添二第四号第 2 類(庁舎を除く。)については、官公庁発注に限らず【類似の実績】として取り扱うこと。

※設計業務とは、新築又は新築同等増築に係る基本設計又は実施設計業務とするが、基本設計、実施設計及び監理業務を継続して請け負った場合には、全体を一つの実績として取り扱うこと。

9 業務実施上の条件

「8 参加資格及び条件」を満たしていることのほか、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

(1) 配置予定技術者

- ア 管理技術者及び建築（意匠）主任技術者は一級建築士であること。
- イ 管理技術者及び建築（意匠）主任技術者は提出者の組織に所属していること。
- ウ 管理技術者及び記入を求める各主任技術者（建築（意匠）・構造・電気・機械）は、それぞれ 1 名であること。
- エ 管理技術者が、記入を求める各主任技術者を兼任していないこと。また、記入を求める建築（意匠）主任技術者が、記入を求める他の分担業務分野の主任技術者を兼任していないこと。
- オ 配置予定技術者は参加表明書等の受付日以前に、当該事務所若しくは協力事務所と直接的かつ恒常的に 3 か月以上の雇用関係を有していること。

※「管理技術者」とは、「建築設計業務委託契約書」（平成 10 年建設省厚契発第 37 号）第 15 条の定義による。

※「主任技術者」とは、管理技術者のもとで、各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者をいう。

※監理業務の管理技術者及び各主任技術者は、参加表明時点での予定技術者を配置すること。監理業務の各技術者の変更については、保有資格、実績等が同等以上であると発注者の了解を得なければならない。

※分担業務分野の分類は、下表による。なお、提出者において新たに分担業務分野（ユニバーサルデザイン、インテリアデザイン、照明計画、外構計画、景観計画及び積算業務等）を追加する場合は、管理技術者・主任技術者の経歴等（提出者が新たに追加する分担業務分野の主任技術者）（様式 4－F）の提出において、新たに追加

する分担業務分野の具体的業務内容及び分野を追加する理由を記入すること。ただし、この場合において当該分野の技術者の評価は行わない。なお、次の分担業務分野を分割して新たな分野として設定はできない。

分担業務分野	業務内容
建築(意匠)	告示第98号別添一第1項第一号及び第二号において示される「設計の種類」における「総合」
建築(構造)	同上「構造」
電気設備	同上「設備」のうち、「電気設備」に係るもの
機械設備	同上「設備」のうち、「給排水衛生設備」、「空調換気設備」及び「昇降機等」に係るもの

(2) 分担業務分野の再委託

- ア 主たる分担業務分野の建築(意匠)を除き、村の承認を得た場合は、協力事務所へ再委託することができる。
- イ 構造分野の再委託先は、建築士法における構造設計一級建築士による設計への関与ができる資格者が所属していること。ただし、提出者の組織に構造設計一級建築士による設計への関与ができる資格者が所属している場合は、この限りではない。
- ウ 設備分野の再委託先は、建築士法における設備設計一級建築士による設計への関与ができる資格者が所属していること。ただし、提出者の組織に設備設計一級建築士による設計への関与ができる資格者が所属している場合は、この限りではない。
- エ 再委託先は、本要領「8 参加資格及び条件」の(1)参加資格イ、オ及びカを満たすこと。

10 参加に対する制限

参加に当たって、次の事項が制限される。

- (1) 当該提出者における協力事務所は、他の提出者若しくは他の提出者の協力事務所としての重複参加は認めない。
- (2) 提出者が提出できる参加表明書等及び技術提案書等は、それぞれ1点のみとする。
- (3) 提出された参加表明書等及び技術提案書等の差し替え、追加及び削除等は一切認めない。
- (4) 本公募型プロポーザルの審査委員会の委員及びその関係者(委員が属する若しくは、関係する企業、委員が大学に所属する場合において、その委員の研究室に現に所属するもの等)の参加は認めない。

11 参加表明書等の作成及び提出(一次審査)

(1) 提出書類

次に掲げる書類を各必要部数提出すること。

提出書類	様式等	提出部数
ア 参加表明書	様式 1	1 部
イ 設計事務所の概要	様式 2	正 1 部、副 1 5 部 (複写可) ※様式 2 から 5 を ホチキス等で留め (左上 1 か所) 提 出すること
ウ 業務実績 ・ 庁舎・事務所実績 ・ 耐震建築物実績	様式 3 － A － B	
エ 各技術者の経歴等 ・ 管理技術者 ・ 建築（意匠）担当主任技術者 ・ 建築（構造）担当主任技術者 ・ 電気設備担当主任技術者 ・ 機械設備担当主任技術者 ・ 提出者が新たに追加する分担業務分野の主任技術者	様式 4 － A － B － C － D － E － F	
オ 協力事務所（協力事務所がある場合）	様式 5	
添付資料 ・ 入札参加資格登録書の写し ・ 保有資格（実績・資格）を証するものの写し ・ 健康保険被保険者証等雇用関係が確認できるものの写し ・ 会社案内のパンフレット		各 1 部
・ 上記資料のほか、記入要領で求める資料等		

(2) 提出方法

ア 提出期間

令和 5 年 4 月 3 日(月)午前 8 時 30 分から

令和 5 年 4 月 19 日(水)午後 5 時 15 分まで

持参による場合の受付時間は、土曜日、日曜日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

イ 提出先

本要領「7 に掲げる担当課」

ウ 提出の方法

持参又は郵送（配達証明付書留郵便に限る ※提出期間内必着）

(3) 参加表明書等に関する質問の受付及び回答

参加表明書等の作成及び提出に関する事項に限るものとし、次のとおりとする。

なお、評価及び審査に関する質問は受け付けない。

ア 提出期間

実施要領等配布の日から

令和5年4月10日（月）午後5時15分まで（必着）とする。

イ 提出先

本要領「7に掲げる担当課」

ウ 提出書式

質問書（様式6）

エ 提出の方法

電子メールによる提出とし、電子メールの件名は「東秩父村新庁舎建設設計・監理業務委託に関する公募型プロポーザル質問書」として、送信すること。

（電子メールの容量は、2MB以内とすること。）

なお、誤送信等防止のため、メール送信後に事務局まで電話にて着信の確認をすること。

オ 質問に対する回答方法

質問に対する回答は、質問回答書として一括してとりまとめ、令和5年4月12日（水）午後5時15分までに、参加表明書等の提出をした者全員に対し電子メールで回答するとともに、村ホームページにも掲載する。

12 技術提案書等の作成及び提出（二次審査）

（１）提出書類

技術提案書の提出者は、一次審査で選定された者とし、次に掲げる書類を各必要部数提出すること。

提出書類	様式等	提出部数
ア 技術提案書	様式 7	1 部
イ 業務の実施方針	様式自由 ただし、A 3 サイズ横長片面で 1 枚	1 7 部（企業名無し） 1 部（企業名有り） ※イ～エをホチキス等で留め（左上 1 か所）提出すること ※カラー印刷とすること
ウ 評価テーマに対する技術提案	様式自由 ただし、全体で A 3 サイズ横長片面 4 枚以内とする	
エ 設計工程計画	様式 8 ただし、A 3 サイズ横長片面で 1 枚	
オ 業務参考見積書	様式自由 ただし、A 4 サイズ	1 部

①業務の実施方針

業務の実施方針として、取組体制、設計チームの特徴及び特に重視する設計上の配慮事項等について設計工程計画を踏まえて記載すること。

②技術提案を求めるテーマ

技術提案書等は、原則として以下のテーマ全てについて文章で簡潔に記載（文字の大きさは 10.5 ポイント以上）することとし、作成に当たっては、基本構想のほか、本村の地域特性や周辺環境との調和等を十分考慮したうえで検討、提案すること。

なお、文章を補完するために必要な視覚的表現については、最小限の範囲とし、具体的な設計又はこれに類するものに基づいた表現とはしないこと。

また、提出者を特定することが可能となる記述は避けること。

特に、内外観イメージを表現する場合については、「技術提案における視覚的表現の取扱いについて」（平成 30 年 4 月 2 日付事務連絡 大臣官房官庁営繕部通知）を厳守することとし、減点の対象となること。

・テーマ 1 「誰もが使いやすく村民が親しみやすい庁舎について」

誰もが利用しやすく親しみやすい交流の場となるような庁舎を実現するための建築計画、敷地利用計画等に関する考え方について提案すること。

- ・テーマ２ 「災害に強い拠点となる庁舎について」
防災の拠点としての建築計画、構造計画、建築設備計画に関する考え方について庁舎とコミュニティセンターの連携等を含んで提案すること。
- ・テーマ３ 「効率性を重視し機能的で高度情報化に対応した庁舎について」
効率性・機能性を持った多目的に兼用可能な庁舎実現のための建築計画、構造計画、建築設備計画に関する考え方について提案すること。
- ・テーマ４ 「省エネルギー対策など環境に配慮した庁舎について」
環境への配慮を行いつつ、建築時及び建築後のコストを十分考慮した自然と調和した魅力のある庁舎実現のための建築計画、建築設備計画に関する考え方について提案すること。
- ・テーマ５ 「独自の提案等について」
これまでの実績や経験等を踏まえ、本村に有益となるような独自の提案を行うこと。（見積金額の範囲内で実施可能な提案を行うこと。また、複数提案も可能であること。）

③設計工程計画

- ア 新庁舎建設に伴う基本・実施設計の期間短縮を含めた設計工程（委託業務すべての内容）とする。
- イ 設計業務には、積算業務及び関係法令の申請から許認可を得るまでの期間を含むものとする。

④業務参考見積書

業務参考見積書は、基本設計及び実施設計業務の合計額（消費税及び地方消費税を含まない）及びその内訳額を記載すること。なお、これとは別に消費税及び地方消費税を含む額（税率 10%）も併せて記載すること。

（２）提出方法

- ア 提出期間
技術提案書等の提出を要請した日から
令和５年６月２日（金）午後５時１５分まで
持参による場合の受付時間は、土曜日、日曜日を除く午前８時３０分から午後５時１５分までとする。
- イ 提出先
本要領「７に掲げる担当課」
- ウ 提出の方法
持参又は郵送（配達証明付書留郵便に限る ※提出期間内必着）

（３）技術提案書等に関する質問の受付及び回答

技術提案書等の作成及び提出に関する事項に限るものとし、次のとおりとする。
なお、評価及び審査に関する質問は受け付けない。

- ア 提出期間
技術提案書等の提出を要請した日から
令和5年5月10日（水）午後5時15分まで（必着）とする。
- イ 提出先
本要領「7に掲げる担当課」
- ウ 提出書式
質問書（様式9）
- エ 提出の方法
電子メールによる提出とし、電子メールの件名は「東秩父村新庁舎建設設計・監理業務委託に関する公募型プロポーザル質問書」として、送信すること。
（電子メールの容量は、2MB以内とすること。）
なお、誤送信等防止のため、メール送信後に事務局まで電話にて着信の確認をすること。
- オ 質問に対する回答方法
質問に対する回答は、質問回答書として一括してとりまとめ、令和5年5月19日（金）午後5時15分までに、技術提案書等の提出を要請した者（辞退届提出者を除く）全員に対し電子メールで回答するとともに、村ホームページにも掲載する。

13 審査及び評価

- （1）東秩父村新庁舎建設設計・監理業務プロポーザル審査委員会の設置
最優秀提案者及び次点提案者の特定に当たっては、審査委員会において審査及び評価を行う。
なお、本公募型プロポーザルにおける参加者（参加表明者又は技術提案者）が1者のみであっても審査及び評価を行い、特定の可否を決定する。
- （2）一次審査
 - ア 審査方法
選定委員会において、参加表明書等の書類審査を行い、技術提案書等の提出を要請する者を5者以内で選定する。
 - イ 実施日
令和5年4月26日（水）
 - ウ 結果の通知
一次審査で選定された者に対しては、技術提案書等の提出要請を書面にて行う。
一次審査の結果、選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨及びその理由（非選定理由）を書面にて通知する。
- （3）二次審査
 - ア 審査方法

一次審査で選定された者によるプレゼンテーション並びに審査委員会によるヒアリング、審査及び評価を行い、最優秀提案者及び次点提案者を特定する。
なお、一次審査における評価点は、二次審査に持ち越さないものとする。

イ 実施日

令和5年6月16日（金）

ウ プレゼンテーション及びヒアリング

- ①実施に当たっては、公開で行う。ただし、審査は非公開とする。
- ②出席者は、本業務を担当する配置予定技術者の中から3名以内とする。
- ③場所、日付、時間、留意事項等については一次審査後に別途通知する。
- ④出席しない場合は、参加意思がないものとみなし原則として審査の対象とはしない。

エ 結果の通知

- ①選定委員会の審査結果をもとに最優秀提案者及び次点提案者を特定する。なお、参加表明書等の提出者が1者の場合であっても、技術提案書等の審査及び評価を行い、基準（合計の7割）を満たしていると判断した場合は、最優秀提案者として特定する。
- ②最優秀提案者及び次点提案者に特定された者に対しては、書面にて通知する。
また、特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨及びその理由（非特定理由）を書面にて通知する。
なお、選定委員会における審査及び評価の結果については、本公募型プロポーザル手続き完了後に公表するものとする。

(4) 評価項目等

審査における評価項目、評価基準の概要及び配点は、次表に掲げるとおりとする。

ア《 一次審査 》

参加表明書等に係る審査内容及び配点基準の詳細は、以下のとおりとする。

評価項目		評 価 の 着 目 点				評価点
		判断基準				
第一次審査	(1) 事務所の評価	県内業者	埼玉県に本社を有する者			35.0
		技術職員数	技術職員数を評価する			
		有資格者数	有資格者数を評価する			
		同類・類似業務の実績	実績の種類、規模、件数について評価する			
	(2) 配置技術者の資格	専門分野の技術者資格	各担当分野について資格の内容を資格評価表により評価する	主任技術者	意匠	16.0
					構造	
					電気設備	
					機械設備	
	(3) 配置技術者の技術力	同種又は類似業務の実績 (実績の有無及び件数、携わった立場)	次の順で評価する ①同種業務の実績がある ②類似業務の実績がある (上記①、②に加え携わった立場も評価する)	管理技術者		30.0
				主任技術者	意匠	
					構造	
					電気設備	
機械設備						
経験年数		実務経験年数を評価する	管理技術者		19.0	
			主任技術者	意匠		
				構造		
				電気設備		
				機械設備		
計						100.0

イ《 二次審査 》

技術提案書等に係る審査内容及び配点基準の詳細は、以下のとおりとする。

なお、ヒアリングの内容を踏まえ修正を行うことができるものとする。

評価項目	評価の着目点	評価点
業務実施方針及び手法	業務内容、業務背景、手続の理解が高く、積極性が見られる場合について優位に評価する。 業務への取組体制、設計チームの特徴、特に重視する設計上の配慮事項等（評価テーマに対する内容を除く。）について設計工程計画を踏まえ、総合的に評価する。	30
評価テーマに対する技術提案	技術提案について、的確性、独創性、実現性を総合的に評価する。	75
業務参考見積額	あらかじめ提出を求めた見積金額に応じて配点を行う。	15
小計		120
ヒアリング	取組み意欲、計画の理解度	20
	提案内容の具体性 諸課題への対応力、適応力	20
総計		160

※「的確性」、「独創性」、「実現性」については、次の評価とする。

的確性：求めた課題が正しく理解され、的確な提案がなされているか

独創性：これまでの庁舎にない独創的な提案がなされているか

実現性：提案が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか

※具体的な建物の設計又はこれに類するものに基づいていると推測される表現があった場合は、評価を減点することがある。

14 失格

次の条件のいずれかに該当する場合には失格となることがある。

- (1) 提出資料等が本要領の提出方法に適合しない場合
- (2) 提出資料等が本要領に示された条件に適合しない場合
- (3) 虚偽の内容が記入されている場合
- (4) その他、本要領に違反すると認められた場合

- (5) 委員会委員に不当な働きかけをした場合
- (6) 審査の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合
- (7) 本要領「8 参加資格及び条件」及び本要領「9 業務実施上の条件」を満たさなくなった場合
- (8) 談合その他不正行為が行われたと認められる場合
- (9) 提出書類において、誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である場合

15 業務契約

(1) 契約の締結

最優秀提案者を業務に係る随意契約の締結予定者とし、村と契約書や仕様書等について協議の上、別途見積書の提出を求め契約手続きを行うものとする。

なお、本業務は最優秀提案者の技術提案の内容を基本とするが、村と最優秀提案者の協議により、追加、変更及び削除を行うことがある。

最優秀提案者に事故等があり、契約手続きが不可能となったときは、次点提案者を見積書徴収、契約手続きの相手方とする。

(2) 履行期間

契約締結の日から令和 10 年 3 月 31 日までとする。

(3) 発注者

東秩父村

(4) 契約手続きに使用する言語、通貨及び単位

日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定める単位とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 業務委託料

各年度の予算の範囲内で、提出された見積書の金額に消費税及び地方消費税（税率 10%）を加算した額を上限として決定する。

(7) 契約保証金

東秩父村契約規則（昭和 39 年規則第 3 号）第 16 条第 1 項の規定に基づくものとする（契約金額の 100 分の 10 以上）。ただし同規則同条第 2 項の規定に該当する場合はこの限りではない。

(8) 委託料の支払い

令和 5 年度及び令和 6 年度の年度末に予算の範囲内で各 1 回支払うものとし、令和 7 年度以降については、協議のうえ決定するものとする。

16 その他

(1) 辞退について

技術提案書等の提出者に選定された者が、技術提案書等の提出を辞退する場合は、書面（書式自由。ただし、A4判とする。）により、技術提案書等の提出期日までに本要領「7に掲げる担当課」まで、持参又は郵送すること。

なお、辞退した場合でも、これを理由として以後の業務発注等に不利益な扱いを受けることはない。

(2) 本公募型プロポーザルに係る書類の作成及び提出に係る費用並びにヒアリング審査の参加費用は、すべて参加者の負担とする。

(3) 提出期限以降における提出資料の差し替え及び再提出は認めない。また、本業務の実施に当たっては、提出資料に記入した配置予定の管理技術者及び主任技術者を原則として変更することはできない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの承諾を村から得るものとする。

(4) 提出資料の取扱い

ア 提出された参加表明書等は返却しない。

イ 最優秀提案者として特定されなかった技術提案書等は、提出者の希望がある場合は返却する。返却を希望する場合は、その旨を技術提案書等に記入すること。記入なき場合は返却希望がないものとみなす。

ウ 提出資料の著作権は、提出者に帰属する。

エ 提出書類は、審査を行う作業に必要な場合において、その一部又は全部を使用（複製、転記又は転写等）することができるものとする。

オ 提出資料及びその複製は、審査以外に提出者に無断で使用しないものとする。
ただし、村は提出資料のうち、業務の実施方針及び評価テーマに対する技術提案については、村議会等への説明資料としての使用及び本公募型プロポーザルに関する記録として使用できるものとする。

カ 村は、提出された参加表明書等及び技術提案書等について、東秩父村情報公開条例（平成14年条例第26号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる情報は、非公開となる場合がある。

キ 村は、最優秀提案者として特定された参加者の技術提案書等のうち「業務実施方針」及び「評価テーマに対する技術提案」については、村ホームページ等において公開できるものとする。この場合において、村から求めがある場合には、当該資料の電子データを提供するものとする。

ク 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案

者が負うこととする。

(5) 工事受注資格の喪失

ア 本業務を受注した者（その者が本件業務の遂行に当たって協力を得ようとする者を含む。）は、本件業務に係る工事の入札に参加し、又は当該工事を請け負うことができない。

イ 本業務を受注した者（その者が本件業務の遂行に当たって協力を得ようとする者を含む。）と建設業者との間に次に掲げる事実が認められる場合は、当該建設業者は、本件業務に係る工事の入札に参加し、又は当該工事を請け負うことができない。

①一方が他方に出資していること。

②一方の代表取締役が他方の取締役を兼ねていること。

(6) 本プロポーザルの停止、中止及び取り消し

緊急等やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認められる場合は、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において、本プロポーザルに要した費用を東秩父村に請求することはできない。